

共生社会の実現に向けてアイヌの人々の尊厳を守り、 先住民族としての権利回復への願いを探る授業

中学校 第3学年 公民的分野
単元名 「人権と共生社会」

札幌市立藻岩中学校 教諭 結城 拓

【1】単元のねらい

学習指導要領には「民主社会においては、互いに個人の尊厳と基本的人権を尊重することが社会生活の基本となっている」と書かれている。アイヌ民族は、自分たちの言葉や信仰などの文化を国の同化政策によって制限されてきた。一方で、人権侵害を克服しようとする長年にわたる様々な活動により、アイヌの人々の尊厳を守るための法整備が進んできた。本校では、総合的な学習の時間にアイヌ文化講演会を開き、歌や踊り、楽器などのアイヌ文化に触れる体験を行っている。しかし、アイヌ民族がどのような差別を受けてきたのか、なぜ今アイヌ文化を普及する活動がさかんになっているのかについては理解していない。日本国憲法が保障する個人の尊厳の視点から、アイヌ民族の歴史を知り、今を生きるアイヌの人々がどのような願いをもっているのかを学び合う授業としたい。

【2】単元構成（8時間扱い）

時	学習内容	学習内容
1	平等権と共生社会①	○交通機関のバリアフリー化を例に、差別問題とその解決への取組を探る。 ○市民が声を上げ、法整備が進むことで差別が解決していくことを理解する。
2	平等権と共生社会②	○子どもができた共働き夫婦のロールプレイを通して、仕事と育児を両立していく難しさを考える。 ○男女が協力し、対等な社会をつくるにはどうしたらよいか考える。
3	日本文化の多様性 ～アイヌ文化～	○資料「アイヌ民族・歴史と現在」を使い、先住民族としてのアイヌ民族の歴史を探る。 ○アイヌ文化啓発DVDから、アイヌの世界観や伝統的な暮らし、伝統を今に生かす取組を探る。
4	アイヌの人々の尊厳を守る（本時）	○アイヌの人々がアイヌ文化の普及活動や教育活動を活発にしているのはなぜだろう。 ○アイヌの人々は今どんな課題を抱えているのだろう。 ○アイヌの人々は先住民族としてどんな権利回復への願いをもっているのだろう。
5	日本国憲法が保障する自由権	○日本国憲法が定める自由権が保障する自由について理解する。 ○足利事件のような冤罪がなぜ起こってしまったのか考える。
6	社会権①～人間らしく生きるために～	○国は生存権をどのように保障しているのだろう。 ○生活保護費の不正受給問題や餓死者の増加問題から生活保護の在り方を考える。
7	社会権②～労働者の権利～	○プロ野球のストライキ問題を例に労働者の権利を考える。 ○労働者の権利は本当に守られているといえるのか、家族への労働調査を通して考える。
8	人権を守るための権利	○日本国憲法は人権保障を確かなものにするためにどのような権利を保障しているか、ハンセン病患者の権利保障への取組を例に考える。

【3】本時の目標

- ・アイヌの人々が北海道旧土人保護法によりどのような影響を受けたのか、その実態について理解する。【知識・理解】
- ・国際連合は先住民族にどのような権利を認めているのかを理解する。【知識・理解】
- ・先住民族としての権利回復への願いを具体的に考え、表現する。【思考・判断・表現】

【4】本時の展開（4／8）

	主な学習活動	教師の関わり
導入	ゲストティーチャー（札幌市アイヌ教育相談員）の紹介 アイヌ語でも自己紹介していただく。	・アイヌ語の雰囲気を感じさせる。
課題の把握	アイヌの人々はアイヌ文化の普及活動・教育活動を活発にしている。なぜこうした活動が必要なの？	
	（発表例）アイヌの歴史や文化を多くの人に知ってほしいから。若い人に伝えていくため。 ・北海道旧土人保護法とアイヌ文化振興法の違いを確認する。 ・もし自分が外国の文化や言葉を強制されたらどうだろう？	・同化政策の内容、言葉や文化を強制されることの重みを実感させるよう促す。
	アイヌの人々はどんな課題を抱えているのだろうか？またそれはなぜだろうか？	
	資料Ⅰ アイヌの人々と全体の比較（北海道アイヌ協会） →①アイヌの人は生活保護を受けている人の割合が高い ②アイヌの人の大学進学率が低い ③差別を受けた人もいる 資料Ⅱ 若いアイヌの思いを読む（アイヌ民族・歴史と現在 P35） →「日本には日本人（民族）しかいないという意識が世の中に根強くあるからでしょう」をチェック 国連は先住民族にどんな権利を認めているのだろうか？ 資料Ⅲ 先住民族の権利に関する国連宣言（アイヌ民族・歴史と現在 p29） →この宣言は先住民族にどんな権利を認めているのか、自分の言葉でまとめる。	・同化政策が貧困や差別をつくったことを補足する。 ・若いアイヌの思いを共感的に読ませる。
深める	アイヌの人々は政府にどんな願いを伝えているのだろうか？ （発表例） ・アイヌ民族が肩身が狭い思いをしないような制度や支援をしてほしい。アイヌの伝統・言語・文化が尊重される国にしてほしい。 ・民族としての誇りをもって生活していけるようにしてほしい。アイヌだけでなく、世界の様々な民族を認め尊重してほしい。 ・人間と自然が共存できる社会にしてほしい。 ・学校でアイヌ文化や人権について若い世代にもっと教えてほしい。アイヌの文化を学ぶ機会をつくってほしい。 ・経済的支援をしてアイヌの人々の社会進出を支援してほしい。	・（教科書 p43 上の写真に注目させ）グループ（4～5人）で話し合う。 ・これまでの学習内容を振り返り、資料Ⅲの国連宣言に対して先住民としてどんな権利が侵害されてきたかに注目させる。またアイヌの人の経済的自立にも注目させたい。
まとめ	実際にはどんな願いがあるのだろうか？ ゲストティーチャーのお話 ・アイヌ民族として差別や生きにくさを感じた経験について ・どんな思いでアイヌ文化の普及活動や教育活動をしているかについて イオル再生事業の紹介から、伝統的文化の活性化や観光による経済的自立に向けた取組が始まっていることを理解する。	・ゲストティーチャーにどんな願いがあるかお話をいただく。 ・アボリジニとの比較で、先住民族の在り方を考えさせる。

【5】実践を行う上でのポイント

- ①ゲストティーチャーの話を直接聞くことで、差別を身近なものとして実感することができる。
- ②なぜアイヌの人々がアイヌ文化の普及活動・教育活動を活発にしているのか。なぜ国が文化の振興を支援する必要があるのかについては、同化政策である北海道旧土人保護法の内容理解が大切である。一方で、アイヌの人々の活動により、共生社会の実現に向けて前進してきた歴史にも触れたい。
- ③先住民族の権利に関する国連宣言の内容理解も大切である。アイヌ民族が先住民族として認められ、どんな権利が保障されるべきなのか。この理想と現実の問題とのギャップに気付くことができれば、アイヌの人々の願いを生徒の力で深く考えることができる。